

令和 5 年第 1 回与論町議会臨時会

会 議 録

令和 5 年 2 月 2 日

与 論 町 議 会

令和5年第1回与論町議会臨時会会議録

令和5年2月2日（木）午前9時57分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 令和4年度与論町一般廃棄物最終処分場建屋移設工事に係る建設
工事請負変更契約の締結について

2 出席議員（9人）

2番 原 栄徳君

3番 林 敏治君

4番 林 隆壽君

5番 喜山康三君

6番 福地元一郎君

7番 大田英勝君

8番 野口靖夫君

9番 沖野一雄君

10番 高田豊繁君

3 欠席議員（1人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（4人）

町 長 山 元宗君

副町長 久留満博君

総務企画課長 町本和義君

環境課長 大馬福德君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局 長 町 健司郎君

書記 池田レミ君

開会 午前9時57分

○**議長（高田豊繁君）** ただいまから、令和5年第1回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（高田豊繁君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番、原 栄徳君、5番、喜山康三君を指名します。

日程第2 会期の決定

○**議長（高田豊繁君）** 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（高田豊繁君）** 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 議案第1号 令和4年度与論町一般廃棄物最終処分場建屋移設工事に係る建設工事請負変更契約の締結について

○**議長（高田豊繁君）** 日程第3、議案第1号 令和4年度与論町一般廃棄物最終処分場建屋移設工事に係る建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
町長。

○**町長（山 元宗君）** 議案第1号、令和4年度与論町一般廃棄物最終処分場建屋移設工事に係る建設工事請負変更契約の締結について、提案理由を申し上げます。
令和4年度与論町一般廃棄物最終処分場建屋移設工事について、工事請負者 株式会社 阿野建設代表取締役 阿野 和郎と建設工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年与論町条例第18号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。
御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○**議長（高田豊繁君）** 提案理由の説明を終わります。
これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○**5番（喜山康三君）** これは3回目の提案となっていますけど、今までの経緯について何故そういうことになったのかについてのご説明をお願いします。

○**議長（高田豊繁君）** 大馬環境課長。

○**環境課長（大馬福德君）** 変更概要について説明させていただきます。当初8030万円の請負契約金額で最終処分場の建屋移設工事を発注いたしましたが工事施工の段階

において生コン打設のポンプ圧送車が与論に無くて徳之島、沖永良部から借りる予定が、借りられないということで工法に変更が出まして、区画４２７平米のうちの６区画に分けまして部分打設に変更いたしました。その打設方法は生コン車の中に入れて直接打設ということに変更することにいたしました。その時点で当初設計に入れていましたポンプ車、単価５万５０００円くらいを基本打設１回とか２回というふうに計算するのですがそれを８５立米そのままかけていたことがわかりまして過剰積算ということがわかりました。その分の減額ならびに計画高の高さに達していないということでクラッシュランとか他の部分でちょっとプラス部分がありましたが、その分差し引いて直接工事費で４９００万円くらいに下がりました、当初の５３００万円からすると４００万円ほど直接工事費が減額になりました。その分の過剰積算ということで、お詫び申し上げこの減額の変更契約をお願いしたいところであります。

○議長（高田豊繁君） ５番、喜山康三君。

○５番（喜山康三君） ポンプ車が借用出来なかったために工法を変更したため、安く出来るようになったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 基本はそうなりますが、それに加えて私のほうで過剰積算があったということで申し訳ないと思っております。

○議長（高田豊繁君） ５番、喜山康三君。

○５番（喜山康三君） ポンプ車が借用出来ないということと、積算ミスがあって結局これだけ安く出来るようになったということですが、当初からポンプ車が無ければこの値段段でも出来たのではないですか。要するに予算は最小限の費用で最大限の効率を得るようにということになっていますよね。だからそういう意味での努力というのが欠落していたのではないか。もっと安くする工法は無いか、もっと安く工事を進める方法は無いかということの研究をされていないのではないか。それがなぜどういふことでそれが起きたかということとは行政側のほうできちんとそれを精査出来る能力が無いと、そう考えざるを得ないのですがこの辺についてもきちんと今後の事もありますので精査してどういう方向に持ってどういうやり方するかということについても議会のほうにですね、きちんと説明してください。私の質問はこれで終わりです。

○議長（高田豊繁君） ２番、原 栄徳君。

○２番（原 栄徳君） 関連質問になりますが、発注する行政側の事業に対してのチェック機能、今喜山議員からもありましたようにチェック機能の強化をしていただきたい。１円２円安くなるということは、これは町民の利益になることです。高くなることは町民の損失、町民が負担するということです。その辺の事業の在り方について外部団体、外部の専門企業であったり専門業者であったり、町内で出来なければそういうのに委託することになるかもしれませんが要は行政、その担当課の中でちゃんとチェックをするということがあれば今後はこういう大きなミスは出ないのではないかと。６００万円近くの町民の利益になるわけです。チェック機能の強化をしていただきたい。決まったことにチャチャを入れるわけではないのですが、この元々の８０００万円というのも非常に私にとっては凄い金額だなと。あの建屋を２０メートルスライド式に移動すると。建屋に手を加えるわけでもない。建屋はそのまま使用し続けると。

今後15年間使用するわけですね。その移動だけの工事費に8000万円近く。まあ今では7400万円になっていますけど。そういった費用が本当にどこにかかるのかと、非常に不思議でたまりませんでした。でもちょうど良い機会でこういうチェックをすることによって非常に町民の利益になるということが出てきましたので今後のいろいろな事業、給食センターや大型の事業を町が発注する分に関しては徹底したチェック機能を働かせてほしいと思います。ほしいではなくて是非やっていただきたい。これこそ町民の利益ですよ。10円でも20円でも100円でも1000円でもね、安くして発注するという努力をしていただきたいと思っております。その辺について町長でも副町長でも良いです、今後やっていきますという返事をいただきたい。これこそ町民の利益になりますので、是非お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大事な税金について、チェックが出来なかったということは大変申し訳なかったと思っております。今後皆様方が指摘されましたように、工事については精査をしながら、あるいは本当に最小限で最大の効果を出すように全部で努力をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 努力をする、検討する、というのは非常に言い逃れに使いやすい言葉かもしれませんが、是非今後の事業からは内部でチェックをし、出来ない部分は外部に委託をすると、そういう事を考えて実行していただきたい。先ほどから言うようにこれが町民の利益ですよ。お金は無い無いと言いながら、こういったところに余分に金を使う必要は無いのよ。もっと苦しい場所はいっぱいある。予算が無ければこういう各部署において事業発注する場合に努力すればそこからいくらか浮いてくるのですよ。業者にもお願いすれば良いのです。是非お願いしますと。8000万円できたら500万円くらい値引きしてくれませんかというくらいの気持ちで町民の利益について考えていただきたい。是非実行していただきたい。考えると検討するとかそういう問題ではない。すぐに実行してほしい。次の事業からは実行すると言っていたきたい。いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 特に道路関係、あるいはほ場整備等については県の担当者に設計の審査ということでお願いもしながら事業を進めているわけなのですが、こういった特殊な事業についてその辺の配慮も足りなかったのかなと思います。がしかし、今回の事業につきましては当初の計画が変更になったという部分が主でございますので、ご理解いただきたいと思います。また今後そのような方向も検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 是非実行していただきたい。検討ではなくて。もう次の事業からはやりますと言ってくださいよ。誰でも検討はできますよ。いつまで検討するのですか。次からは実行していくと、必ずチェックしていくとおっしゃっていただきたい。お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。本当に申し訳なかったなと思いますが、今後そのことについては全部課内で検討しながら、少しでも町民の力になるように頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） なかなか切れ味の良い返事がいただけないようですけれども、是非切れ味の良いわかりやすい返事をしてくださいよ。そういうことですので是非よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、令和4年度与論町一般廃棄物最終処分場建屋移設工事に係る建設工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、令和4年度与論町一般廃棄物最終処分場建屋移設工事に係る建設工事請負変更契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田豊繁

与論町議会議員 原 栄徳

与論町議会議員 喜山康三